

海外情報

シンガポールの税務行政と税制の概要

国税庁国際業務課（長期出張者）

寺田裕子

◆SUMMARY◆

国税庁においては、わが国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。

本稿は、シンガポールに派遣された職員が、同国の税務行政の概要及び税制について最新の状況を解説したものである。

なお、本稿の内容は、2011（平成23）年5月時点のものである。

（税大ジャーナル編集部）

目 次	
はじめに	180
第一部 税務行政の概要	181
1 基本的な特徴	181
2 組織の変遷	181
3 IRAS の組織及び職員数	181
4 税の申告・賦課に関する特徴	183
5 コンプライアンス向上のための施策	184
6 納税者サービス	186
7 国際課税	187
第二部 税制の概要	189
1 個人所得税 (Individual Income Tax)	189
2 法人所得税 (Corporate Tax)	190
3 消費税 (Goods and Services Tax)	192
4 相続税 (Estate Duty)	193
5 印紙税 (Stamp Duty)	193
6 固定資産税 (Property Tax)	193
7 賭博税 (Private lotteries Duty)・宝籤税 (Betting & Sweepstake Duty)	193
8 カジノ税 (Casino Tax)	193
おわりに	194

はじめに

シンガポールは、東京 23 区とほぼ同じ面積の都市国家であり、中国系 75%、マレー系 14%、インド系 9%、その他 2%の民族からなる多民族国家である。2010 年 12 月末現在、総人口約 507 万人のうち、シンガポール人及び永住権取得者は 373 万人、残りの約 134 万人(総人口の約 25%)は外国人居住者である。2000 年には、約 75 万人であった外国人居住者が 10 年間で約 1.8 倍まで増加した⁽¹⁾。また、

雇用者数については、2010 年 12 月末現在、総雇用者数約 310 万人中、約 35%の 111 万人が外国人であり、これは政府が積極的に外国人労働者の受入れ政策を取ってきたためであり、外国人労働者がシンガポール経済発展に大きく貢献していることが窺える。

経済概況としては、2008 年、金融危機に端を発し景気後退したものの、2009 年年央から回復に転じ、2010 年は急速に V 字回復を続けている。

(単位 1S\$=65 円 (2011 年 2 月現在))

	2008 年	2009 年	2010 年
実質 GDP	2,505.16 億ドル	2,485.87 億ドル	2,845.60 億ドル
実質 GDP 成長率	1.50%	-0.80%	14.50%
税収	375.18 億ドル	352.72 億ドル	406.62 億ドル

以下、第一部では、シンガポール税務当局のウェブサイト、税法及び通達、シンガポール税務職員から収集した情報を基に税務行政の概要を述べ、第二部では、シンガポールの税制について、簡略に説明する。

なお、本稿で使用されているデータ等は、執筆時 (2011 年 5 月) のものであり、文中における意見・コメント等は個人的な見解である。

第一部 税務行政の概要

1 基本的な特徴

財務省の財政政策局租税政策課が税制の企画・立案を行い、内国歳入庁 (IRAS : Inland Revenue Authority of Singapore) が執行を行う。IRAS は、関税を除く税の賦課、徴収を担当している。関税については、関税局 (Singapore Custom)、社会保険料の徴収・給付については、中央積立基金庁 (CPF : Central Provident Fund) が所掌している。

シンガポールは都市国家であり、地方政府並びに地方税は存在しない。

2 組織の変遷

1947 年 所得税局 (The Singapore Income Tax Department) 発足

* 英国統治時代

1960 年 財務省歳入局 (Inland Revenue Department) 発足

* 英連邦自治領時代

1992 年 内国歳入庁 (Inland Revenue of Singapore) 発足

財務省の外庁 (Statutory Board : 法定機関) となり、名称を IRAS に改名

1994 年 エージェンシー化

財務省とエージェンシー契約を結び、税収に応じた手数料を受領するとともに、他官庁とも類似の契約を結び、徴収代行を行い、手数料を受領している。

3 IRAS の組織及び職員数

IRAS は本庁のみの組織であり、日本の国税局・税務署に相当する組織は存在しない。

長官など、幹部の任用については、財務大臣 (議長) 及び議長の選任した役員数名からなる理事会 (Board) が Public Service Commission (日本の人事院に相当) と協議の上、決定する。職員数は、2010 年 3 月末現在、約 1,800 名である。IRAS の組織及び各部署における所掌事務は次のとおりである。

IRAS Board	長官	部門	部	課
		個人課税部門	個人課税部	給与所得課、専門職雇用者課、外国人課、自営業者課、法規課
	納税者サービス部		相談センター課、納税者サービス管理室	
	事業者部門	法人課税部	小規模法人課、中規模法人課、大規模法人課、クラブ・協会・信託課	
		租税政策・国際課税部	租税政策課、国際課税課	
		査察・査察情報部	査察課、査察情報課	
		コンプライアンス戦略・リスク管理部	コンプライアンス戦略・リスク管理課	
	消費税・不動産税部門	消費税部	総括課、卸売業課、大規模事業課	
		不動産税部	居住用不動産課、商業用不動産課、工業用不動産課、評価・印紙税課	
	集中サービス部	管理部	処理センター課、電子処理課、歳入課	
		徴収部	コンプライアンスサービス課、個人・資産税担当課、事業者担当課	
		組織開発部	組織管理課、企画課、調整室	
		総務部	会計課、人事課	
		法務部	訟務課、法規課	
		情報技術部	情報技術応用課、情報技術基盤課、情報技術計画課	
		監察官室		

(1) 個人課税部門

個人課税部と納税者サービス部の2つの部から成る。

個人課税部は、個人所得税事務を所掌し、自営業者、法人格を有しない事業体、非居住者等個人納税者にかかる、賦課決定、一般調査、法令遵守の促進に関する業務を担当している。なお、個人の源泉徴収義務者にかかる源泉所得税事務も所掌している。

納税者サービス部は、納税相談、納税者サービスセンターの管理、総合的な納税者との

関係調整、電子サービスの基盤整備等を所掌している。

(2) 事業者部門

法人課税部、租税政策・国際課税部、査察・査察情報部、コンプライアンス戦略・リスク管理部の4つの部から成る。

法人税部は、法人、財団、団体に対する法人税事務の他、宝くじの当選金への賦課金、カジノ税等の事務を所掌し、これらの税目に関する納税者サービス、賦課決定、一般調査、法令遵守の促進に関する業務を担当している、

なお、法人の源泉徴収義務者にかかる源泉徴収事務も所掌している。

租税政策・国際課税部は、税法が適正に執行されるよう、財務省に対し税制改正や租税政策に関する助言を行っている。また、租税条約の新規締結や改訂に係る交渉を担当する他、租税条約に基づく相互協議事務についても所掌している。

査察・査察情報部は、重大な脱税事案についての査察調査(強制調査)を担当している。また、当該部署は、租税条約に基づく情報交換事務も所掌し、条約締結相手国から情報提供要請があった場合の情報収集事務を行っている。

コンプライアンス戦略・リスク管理部は、IRAS における、総合的な法令遵守促進に関するプログラム、戦略、政策の構築に関する事務を所掌している。

(3) 消費税・不動産税部門

消費税部、不動産税部から成る。

消費税部は、消費税に関する納税者サービス、賦課決定、一般調査、法令遵守の促進に関する業務を所掌している。

不動産税部は、固定資産税、印紙税事務を所掌し、これらの税に関する納税者サービス、賦課決定、法令遵守の促進に関する業務を担当する他、不動産の評価についても所掌している。

(4) 集中サービス部門

管理部、徴収部、組織開発部、総務部、法務部、情報技術部、の6つの部から成る。

管理部は、税の収納、還付及び納税者情報の管理事務を所掌している。

徴収部は、自主的な申告、納付を促し、無申告者及び滞納者に対する処分を行っている。

組織開発部は、IRAS の組織としての成長

を目指し、職員の資質向上等、戦略プランの構築を行っている。

総務部は、総務、人事、会計業務を所掌している。

法務部は、税法の適用に関し、法律上の見解を述べるとともに、法令、通達の草案等に関する事務を所掌している。また、当該部は、訴訟手続において、IRAS の代表として裁判所へ出廷する。

情報技術部は、情報技術システムの安全性を確保し、情報技術サービス及びそのサポートを提供している。

4 税の申告・賦課に関する特徴

法人税と所得税は、ともに所得税法 (Income Tax Act) に規定されている。シンガポールでは、賦課課税方式が採られており、納税者が提出した申告書及び添付資料をもとに、IRAS が審査を行い、後日賦課決定を行っている。税額は IRAS の賦課決定通知により確定し、納税は賦課決定通知の日付から、30 日以内に行えばよい。賦課課税というもの、納税者は IRAS が賦課決定を行えるよう、申告書及び関連資料の提出を求められることから、手続的には自主申告とそれほど相違がないといえる。

また、賦課年度 (YA : Year of Assessment) という概念が存在する。原則として毎年1月1日から12月31日である。例えば、2011 賦課年度は 2010 年 1 月 1 日から 12 月 31 日をいい、2011 賦課年度分の申告は、個人の場合であれば、2010 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの申告を指し、法人の場合であれば、2010 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の間に終了する事業年度分の申告を指す。個人、法人の申告手続の流れは以下のとおり。

	個人	法人
計算期間	暦年	事業年度
申告期限	3月1日～4月15日 (電子申告利用の場合は、4月18日まで延長可)	11月30日 例えば、2010年3月決算の法人の場合、賦課年度は2011 賦課年度(2010年1月から12月までに終了する事業年度を対象)となり、申告期限は2011年11月30日となる。
納付期限	IRAS から送付される賦課決定通知書の日付から30日以内	
源泉徴収	非居住者(外国法人含む)に対する一定の支払いを除き、源泉徴収は行われない。	
納税者番号	英数字9桁の国民登録番号使用	企業登記局(ACRA)が発行する法人登記番号を使用

5 コンプライアンス向上のための施策

(1) 税務調査

税務調査は「机上調査」、「実地調査」及び「査察調査」の3つに分類される。

「机上調査」、「実地調査」については、個人課税部、法人課税部、消費税部、不動産税部の調査担当者が担当する。申告書に不明な点、疑問点がある場合、IRAS は、書面による質問状を Tax Agent (会計事務所等の税務代理人) に送付し、書面でのやりとりがされる。日本と比較し、納税者に臨場して行う実地調査件数は非常に少ない。

「査察調査」は、査察・査察情報部が担当し、脱税が想定される悪質な納税者に対し無予告で実施される。各税部門が着手した一般調査であっても、多額の脱税が見込まれるケ

ースは、査察に引き継がれ、強制調査に切り替えられる。

調査における加算税の率は非常に高く、故意・過失のない軽微な誤りによる過少申告であっても増差本税の100%、脱税の意図をもって所得隠しをした場合は、増差本税の300%、さらに罰金・禁固刑等の刑事罰、重大な詐欺的脱税の場合には、増差本税の400%、さらに罰金・禁固刑等の刑事罰が科せられる。

なお、告発事案については、その概要を随時 IRAS のウェブサイト公表しており、納税者のコンプライアンス意識の向上を期待している。

調査件数、追徴税額(所得税・消費税)の推移は以下のとおり。

調査件数・追徴税額(個人・法人所得税・消費税)の推移⁽²⁾

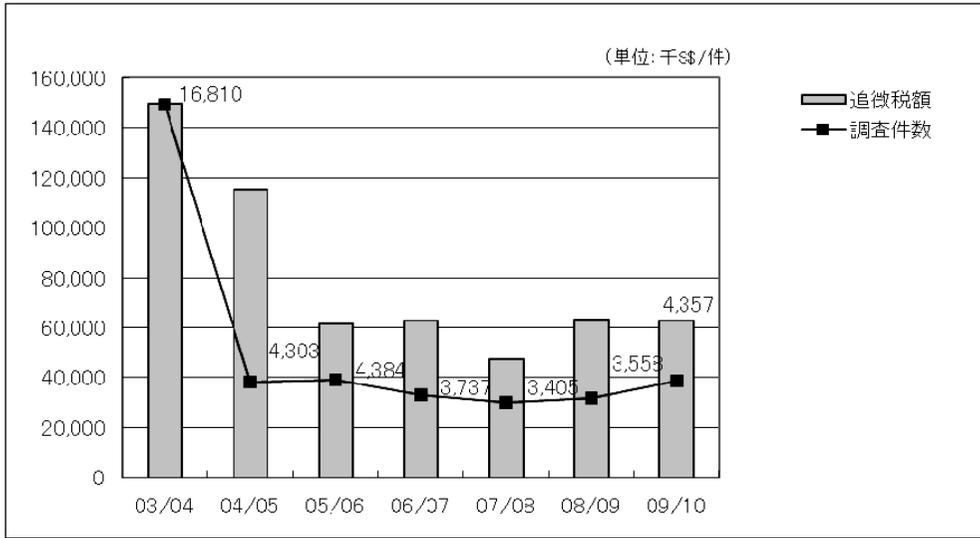
財務年度		03/04	04/05	05/06	06/07	07/08	08/09	09/10
所得税	追徴税額	149,150	115,383	61,386	62,868	47,478	63,294	62,789
	調査件数	16,810	4,303	4,384	3,737	3,405	3,558	4,357
消費税	追徴税額	247,107	117,030	76,233	51,594	87,373	103,126	154,184
	調査件数	19,981	2,820	1,599	1,688	3,097	4,239	3,475

(注1) 各年度は財務年度を示し、各年4月1日から翌年3月31日までをいう。

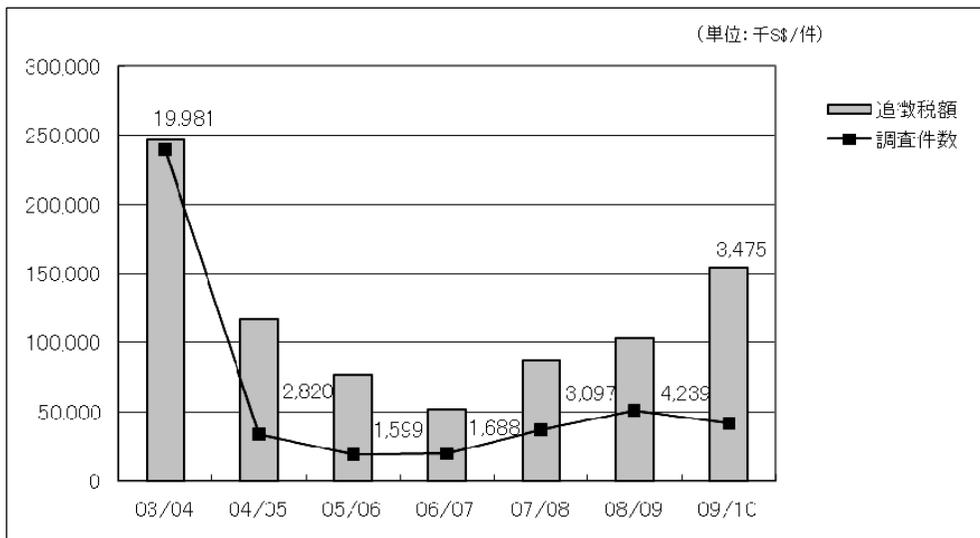
例: 09/10 とは、2009年4月1日から2010年3月31日をいう。

(注2) 所得税は法人及び個人所得税の合計である。

個人・法人所得税



消費税



(2) 消費税調査重点業種

IRAS は、2009年8月、2009年、2010年において、①家電卸売業、②中小製造業、③自動車販売業、④船舶燃料販売業の4業種を調査重点業種とすることを公表した⁽³⁾。過去の調査結果において、①から③の業種については、他業種と比較して、コンプライアンスレベルが低かったこと、業種特有の誤りが多

く発生したことが、重点業種に選定された理由として挙げられる。④の船舶燃料販売業については、IRAS が消費税調査を実施するのは初めての試みである。2009年7月現在、シンガポールの船舶燃料販売業者は、約130社であるが、そのうち30社の認定業者については、シンガポール国内で船舶燃料を購入する際、消費税が免除される。これら認定業

者に対しては、高度な内部統制や記帳義務が要求されることから、コンプライアンスレベル確認のため、重点業種に選定された。

(3) 帳簿書類等の保存義務の厳格化

消費税法及び所得税法において、5年間の帳簿書類等の保存義務が規定されており、保存義務を怠った場合の罰則は、1,000ドル(約6万5,000円)の罰金となっている。

2009年、小規模事業者に対し実施された税務調査約750件中、75%の事業者は帳簿書類の保存に問題があり、特に現金業種においては、正確な記帳を怠っているケースが顕著であった。

帳簿書類の保存は電子保存によることが認められており、2009年7月以降、一定要件を満たす中小企業が、帳簿書類保存のためのソフトウェア購入費用や開発費用を支出した場合、その支出額の50%まで(上限\$1,500、約9万円)の補助金支給を行っている。

2011年末より罰則適用が厳格化され、著しく記帳状況や帳簿書類の保存状況が悪い場合、所得税申告における経費の損金計上や消費税申告における仕入税額控除を認めない措置を講じる予定である。

(4) 消費税の内部統制プログラム(ACAP)の導入

IRASは2011年4月より、ACAPを導入した。ACAPとは、Assisted Compliance Assurance Programの略称であり、消費税申告の内部統制に関するプログラムで、申請要件を充足するすべての消費税課税事業者を対象とし、任意の参加が可能である。プログラムに参加すると、企業又は顧問会計事務所は、自ら消費税に関する内部統制の評価を一定期間行い、その評価レポートをIRASに対し提出する(レポートの提出期限はACAP参加承認後1年以内)。IRASは提出されたレポートを審査し、審査に合格した企業等には、最大5年間、消費税の税務調査が免除されるステータスをベネフィットとして与える。その他、

プログラム参加企業が評価レポート作成に当たり要した特定費用(会計事務所に対する報酬等)は、\$50,000(約325万円)を上限として、その費用の50%がIRASにより補助される。

最大5年間の税務調査免除、税務当局によるプログラム参加に係る特定費用の補助等、企業による自主的なコンプライアンス向上活動に対し恩典を与える、このようなプログラムは世界初の試みであると、その導入をIRASは自負している。

今後数年間で100社以上の事業者が当該プログラムへ参加することを目標に掲げ、5百万ドル(約3億2,500万円)の予算措置を行っている。

6 納税者サービス

(1) 電子申告⁽⁴⁾

2010年分の個人所得税期限内申告のうち、約96%にあたる87万件は電子申告によるものであった。2007賦課年度(2006年分確定申告)より、No-Filing Serviceが導入され、一定の給与所得者は確定申告が不要となり、納税者の利便が図られている。No-Filing Serviceとは、Auto Inclusion Scheme(給与所得情報等の電子情報提供制度)により、雇用主から電子的に入手した従業員の給与、賞与、控除対象となる寄付金、CPF(中央積立基金：日本の社会保険料に相当)などの情報と、過去の申告内容から判断した人的控除(配偶者控除、子供控除、両親控除等)の情報を基にIRASが税額を計算し納税者に通知し、人的控除等に変更がない納税者は、確定申告が不要となる。変更項目がある納税者は、確定申告を行う必要があるが、電子申告画面にアクセスした際、既に給与情報、各種控除金額の情報は入力されているため、変更項目の補完入力のみで、確定申告が完了となる。

2010年分確定申告については、Auto Inclusion SchemeによりIRASが給与情報等

を入手していた給与所得者 79 万人のうち、66 万人については、確定申告が不要となった。

なお、この Auto Inclusion Scheme による、雇用主に対する給与所得等情報の電子情報提供義務は年々拡大されており、2010 年分の所得については、30 人以上の従業員を有する雇用主へ義務付けられていたものが、2011 年分の所得からは、20 人以上の従業員を有する雇用主にまで拡大される。

なお、電子申告・電子手続等が利用できる範囲は、全税目にわたっている。

(2) GIRO(自動口座引落し制度)利用の促進⁽⁵⁾

GIRO とは銀行口座から税金、公共料金等が自動引落しされる制度である。所得税、固定資産税、消費税、印紙税について利用が可能である。個人所得税につき、GIRO による納税を選択した場合、利子税がなしで 12 回までの分割納付が可能となるが、利用率は伸

び悩んでいる。そこで、IRAS は、GIRO 利用率向上のため、2010 年分確定申告より 3 年間のキャンペーンを行い、利用者拡大を目指している。

具体的には、GIRO 利用登録者のうち、抽選で合計 S\$360,000 (約 2,340 万円) の当選金を交付するラッキードロウを行うものである。抽選は 3 回にわたって実施され、新規に GIRO 申請をする納税者に関する抽選参加資格は、第 1 回目は 2010 年 4 月 1 日から 2011 年 3 月 31 日、第 2 回目は 2011 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日、第 3 回目は、2012 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日までの間に GIRO 申請することが要件となる。なお、抽選期間中 (3 年間)、継続して GIRO を利用する納税者は、当選確率が高くなる仕組みになっている。

当選金の内訳は以下のとおり。

	抽選日	1 等	2 等	3 等	残念賞		合計賞金
					S\$200 100 名	S\$100 100 名	
1	2011/5/17	S\$20,000	S\$10,000	S\$5,000	S\$200 100 名	S\$100 100 名	S\$65,000
2	2012/5/16	S\$30,000	S\$15,000	S\$10,000	S\$200 200 名	S\$100 200 名	S\$115,000
3	2013/5/16	S\$50,000	S\$25,000	S\$15,000	S\$200 300 名	S\$100 300 名	S\$180,000
合計当選金額							S\$360,000

(3) 行政キオスク⁽⁶⁾

シンガポールでは、国民全員に国民 ID が付与されていることから、当該番号と指紋を活用し、行政キオスク端末での本人確認を可能にし、誰もが簡単に行政キオスク端末を利用できる環境となっている。

行政キオスク端末は、国内の主要な場所に設置されており、所得税と固定資産税の納付が可能となっている。その他、年金支払、警察・税関等に対する罰金支払、交通局に対する道路税の支払等行政機関への手続きが可能

となっている。

7 国際課税

(1) 租税条約及び情報交換制度

情報交換制度は、税に関する透明性を高めるための重要な制度であることから、これまで OECD が中心となって、すべての国が OECD 基準 (①金融機関が所有する情報を提供すること、②自国の課税目的のために必要がない場合であっても情報を入手して提供すること) を実施するよう、求められてきた。

2009年4月には、G20 ロンドンサミットの宣言が出された同日付で、「情報交換に関するOECD 基準の実施状況報告書」が発表され、同報告書の中で、各国が①OECD 基準を実施している国（ホワイトリスト）、②OECD 基準にコミットしているが実施が不十分な国（グレーリスト）、③OECD 基準にコミットしていない国（ブラックリスト）のどれかに分類されたが、シンガポールは、当時、情報交換に関して規定する国内法令がなく条約が直接適用されており、また、銀行法 47 条（Banking Act, Section 47）において、銀行機密規定（Banking Secrecy Rule）が定められ、租税条約に基づく情報提供のための銀行情報の入手が不可能であったことから、グレーリストに分類された。そのため、OECD 基準を実施している国としてのホワイトリストへの昇格を目指し、国内法の改正作業が進められた。

2009年10月に、情報交換に係る改正所得税法（Income Tax Act (Amendment) (Exchange Of Information)）が国会で可決され、その後2010年1月には大統領の承認を受け、法案が成立した。この改正所得税法において、OECD 基準を満たす、①金融機関が所有する情報を提供すること、②自国の課税目的のために必要がない場合であっても情報を入手して提供すること、を可能とする規定が盛り込まれた。

また、国内法整備の進めるとともに、2009年7月にベルギーとの租税条約を改正したことを皮切りに、2009年11月中旬には12か国との間で、OECD 基準に則した情報交換規定の署名が行われ、「情報交換に関するOECD 基準の実施状況報告書」においてグレーリストからホワイトリストへの昇格を果たした。

日星租税条約に関しては、2009年11月に租税協定改正について基本合意に至り、その後2010年5月には日本の国会で同改正租税

条約が承認されたことを受け、6月14日には効力発生のために必要な両国間の相互通告が終了し、7月14日付で同改正租税条約が発効した。したがって、2010年7月14日以降、シンガポールに対する情報提供要請は、シンガポール国内法「情報交換に係る改正所得税法」に則した新しい枠組みで実施されている。

シンガポールは2011年5月末現在、66か国と包括的租税条約を締結しており、情報交換規定に関しては、既に多くの国とOECD 基準に則した規定への改訂署名を行っている。

(2) 移転価格税制

シンガポールにおける移転価格税制の根拠条文といえるものは、所得税法 33 条「一般的租税回避防止規定」、及び 53 条 2A「居住者・非居住者間取引に関する規定」のみであったが、2006年2月に移転価格ガイドライン⁹が公表された。このガイドラインは原則として、OECD ガイドラインに準拠している。このガイドラインは、すべての関連者取引（国内及びクロスボーダー）に適用される。文書化については、独立企業間価格（ALP）の算定を裏付けるための適切な情報を文書で保存することが推奨されている。どのような文書を用意しなければならないか、どのように文書を保存すべきか、等については具体的には規定されていない。

その後の移転価格税制を巡る動きは以下のとおりである。

2008年7月 移転価格（TP）コンサルテーションに関する通達⁹公表

2008年10月 事前確認制度（APA）にかかる行政上のガイドライン⁹公表

2009年2月 貸付け及び役務提供に関する e-Tax Guide¹⁰公表

2009年12月 独立企業間原則に関する新条項（所得税法 34D）施行

2008年7月以降、これまで3回 TP コンサ

ルテーションが実施されている。このコンサルテーションは、2006年に公表された移転価格ガイドラインの遵守状況の評価することが目的であり、一定の基準をベースにリスク評価を行い、対象とする企業を選定している。選定された企業に対しては、質問票を送付し、回答内容からさらに数を絞って企業を選定し、フィールドビジットという形で、納税者を訪問している。その結果、IRAS は一定の評価を行い、TP リスク管理における改善点があれば提言を行っている。

その後、2008年10月に公表されたAPAにかかるとの行政上のガイドラインは、APAプロセスの効率化を目的に、APA申請書提出前のIRASとのミーティング（Pre-Filing Meeting）及び申請書の提出のタイミング等を規定している。

また、2009年2月には、貸付け及び役務提供に関するe-Tax Guideが公表され、関連者間の貸付け及び役務提供に対するALPの適用について規定された。これにより、貸手がシンガポール納税者、借手がシンガポール国外関連者の場合のすべてのクロスボーダーローンに対して、ALPの金利を設定することが求められることとなった。なお、2009年1月より2年間の経過措置期間があったため、同e-Tax Guideが実際に適用されるのは2011年1月からとなる。

さらに、2009年12月29日より、独立企業原則を明記するための新条項が施行された。当該条項は、関連者間取引が独立企業間価格で行われない場合に、所得税法33条「一般的租税回避防止規定」を使うまでもなく、税務当局が更正を行うことが規定されている。

第二部 税制の概要

1 個人所得税 (Individual Income Tax)

(1) 個人所得税の概要

個人所得税は、暦年課税で行われ、翌年の4月15日（電子申告の場合は4月18日）ま

で申告書を提出し、その数か月後当局から賦課決定通知が送付され、税額が確定する。

納期限は、賦課決定通知書発行日から、1ヶ月以内である。現在の最高税率は20%となっている。

(2) 居住形態による区分（役員・芸能人を除く給与所得者の場合）

区 分	滞在期間	税 率
居住者 Resident	183日以上 の滞在	累進税率 (0~20%)
準居住者 Temporary Resident	60~183日 未満の滞在	15%又は累進 税率適用後の 金額のいずれ か大きい金額
非居住者 Non-Resident	60日未満	免税

(3) 課税範囲

シンガポール居住者の課税対象となる所得は、①シンガポールで生ずる所得と②シンガポールで稼得する所得のみであり、国外源泉所得のうち、シンガポールに送金された所得については免税である。またキャピタルゲイン、受取配当金及び金融商品からの投資所得は非課税である。

(4) 所得計算

所得は「事業所得」、「給与所得」、「投資所得（配当・利子・割引料）」、「年金所得」、「資産所得（賃貸料・使用料）」及び「その他の所得」の6つに分類され、これらの合計額から、各種経費を差し引き、「法定所得」を算出する。さらに、「法定所得」から事業損失・寄付金を控除した残額である「総所得」を求め所得控除を差し引いて「課税所得」を算出する。

なお、所得控除には、給与所得控除（本人が健常者で、55歳未満の場合、S\$1,000）配偶者控除（S\$2,000）、子女控除（1人につきS\$4,000）、その他扶養控除（扶養家族である親と同居している場合、親1人につきS\$7,000）、受講料控除等がある。

(5) 税率

居住者は「課税所得」に次の累進税率を乗じた後、税額控除等を差し引いて「納付税額」を算出する。なお、準居住者は所得（各種所得控除の適用なし）に15%を乗じた税額又は累進税率を適用して算出した税額のうち、多い方が「納付税額」となる。非居住取締役は、報酬に対し20%の税率で源泉徴収される。

課税所得(S\$)	税率
0~20,000	0.0%
20,001~30,000	2.0%
30,001~40,000	3.5%
40,001~80,000	7.0%
80,001~120,000	14.0%
120,000~160,000	15.0%
160,001~200,000	17.0%
200,000~320,000	18.0%
320,001~	20.0%

(6) 個人所得税リベート

2010年分申告については、S\$2,000を上限とした20%の定率減税が実施された。このリベートは景気動向を考慮して、実施されるものである。

(7) 優遇措置

シンガポール政府はシンガポールを地域統括拠点とするために、非通常居住者（Not Ordinary Resident）スキームを導入し、多国籍企業の幹部のように、シンガポールを拠点として、アジア各国を統括し、業務のために暦年で90日以上シンガポール国外に滞在する居住者に対し、優遇措置を与えている。具体的には、①シンガポールの給与所得について、滞在日数に応じた案分計算ができる、②シンガポール国外の年金基金や社会保険制度の会社負担拠出分について一定の範囲内で免税される、等のメリットが与えられる。

2 法人所得税 (Corporate Tax)

(1) 法人所得税の概要

法人所得税は事業年度基準に基づく「賦課課税制度」が採用されている。賦課年度 (YA : Year of Assessment) という概念が存在する。賦課年度は毎年1月1日から12月31日である。例えば、2011賦課年度は2010年1月1日から12月31日までで終了する事業年度をいい、2010年3月決算の法人であれば、2011賦課年度に相当し、申告は、2011年11月30日であり、その後IRASより賦課決定通知が送付され、税額が確定することから、事業年度終了後賦課決定までは、早くとも1年、長い場合は2年近くかかるのが通常である。

直近の発表年分であるYA2009（2009年1月から12月分）では、約10万8000枚の申告書が提出されている。なお、現在の税率は17%である。

(2) 納税義務者

納税義務者は、「居住法人」及び「非居住法人」に区分される。「管理支配地基準」で法人の居住地を判定することから、国外で設立された法人でも、実質的な管理支配の中心が国内にあれば居住法人とみなされ、シンガポールでも課税されることとなる。

(3) 課税範囲

課税範囲は次のとおりであり、キャピタルゲインは非課税となっている。

①国内源泉所得

②国外源泉所得のうち国内に送金された部分
 （注）海外で生じた配当、利子及びロイヤリティを除く支店所得、サービス収入についても、原則非課税である。

(4) 所得区分等

「事業所得」、「投資所得（配当・利子・割引料）」、「資産所得（賃貸料、使用料等）」「その他の所得」の4つに区分される。

(5) 所得計算

事業所得の計算	事業所得内での計算
↓	
調整後所得の計算	「事業所得」に係る会計上の税引前利益に、税法上の加減算*を行い算出
↓	
総所得の計算	「投資所得」～「その他の所得」を加算
↓	
法定所得の計算	資本控除及び過年度の未控除資本控除額を控除
↓	
課税所得の計算	繰越欠損金・寄付金を控除

*【税法上の加減算の主な例】

税務上、益金不算入となるキャピタルゲインの減算、税務上損金算入が認められない会計上の減価償却費の加算など

(6) 税率

課税所得に法人税率 17%を乗じて、法人税額を算出する。ただし、次のような免税措置により、実効税率はさらに低いものとなっている。

① 部分免税 (Partial Tax Exemption Scheme)

申告所得の最初の S\$10,000 は S\$7,500 まで、次の S\$290,000 のうち S\$145,000 までを免税としている。

② 新会社免税 (Tax Exemption Scheme for New Start-up Companies)

新規設立会社のうち、株主が 20 名以下で、少なくとも株主の 1 名が個人であり、かつ少なくとも 10%の普通株式を有している会社については、設立後 3 年間一定の

免税措置が受けられる。具体的には、課税所得のうち最初の S\$100,000 までは免税、次の S\$200,000 のうち、S\$100,000 までを免税とする制度が設けられている。

なお、2011YA (2010 年 1 月 1 日から 12 月 31 日に終了する事業年度) に限り、20%の定率減税、または中小企業向け現金補助金の支給がされる。すなわち、赤字法人であっても、現金支給が受けられる。なお、黒字法人については、以下のいずれか高い額が適用されることとなる。

- イ S\$10,000 を上限として法人税額の 20%の税額控除
- ロ S\$5,000 を上限として、収入の 5%相当額を現金支給

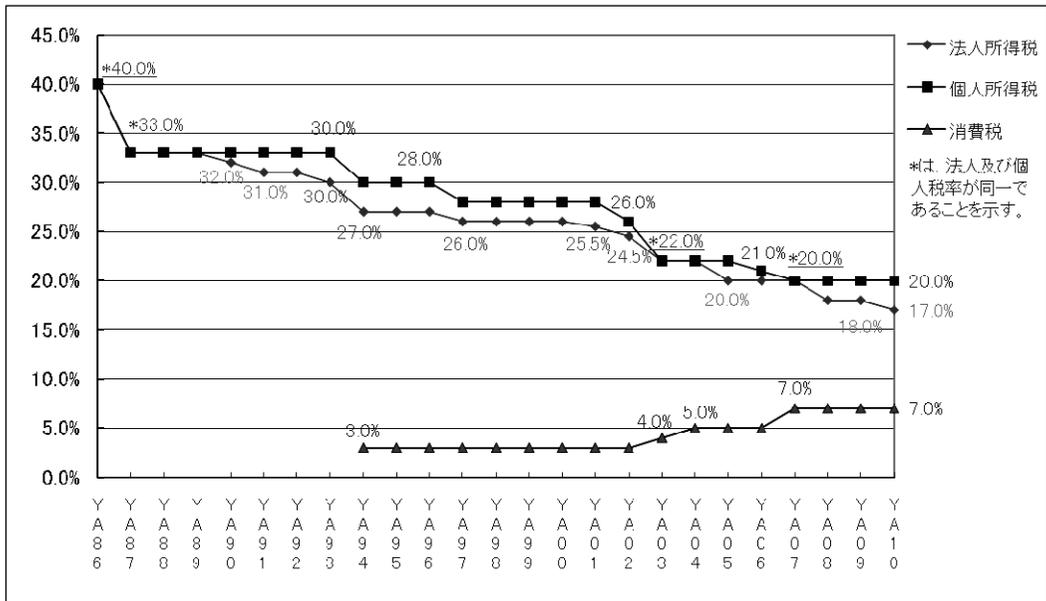
(7) 優遇措置

所得税法に加え、経済開発奨励法においても、各種優遇措置が設けられている。製造・サービス業を対象とした優遇措置については、経済開発庁 (EDB) が所掌している。

【主な優遇措置】

対象となる業種等	優遇税率
地域統括本部	15%
経済拡大奨励法に基づくパイオニア企業	最長 15 年間免税
認定国際海運業者	10 年間特定の海運収益免税
グローバルトレーダープログラム	5%—10%
金融財務センター	10%
認定ファンドマネージャー	10%
国際貿易業	10%

所得税率（個人・法人）の推移



3 消費税（Goods and Services Tax）

(1) 消費税（GST）の概要

消費税は、課税事業者により国内でなされる財貨・サービスの提供、又は国内への財貨の輸入に対し課され、その仕組みは、日本とほぼ同様である。インボイス方式を採用し総額表示が義務付けられている。税率は 2007 年 7 月 1 日より、5%から 7%へ引き上げられた。

(2) 課税事業者と非課税事業者

課税事業者とは、直近 4 四半期又は翌 12 ヶ月の課税売上高が S\$100 万(約 6,500 万円)を超えた又は超える見込みの場合に当局に登録を行った者、並びに任意に課税事業者の選択を行った者をいう。課税事業者は必ず、顧客に GST を請求しなければならない。

(3) インボイス方式

課税事業者は、GST を課す場合、必ず、「Tax Invoice」と呼ばれる請求書を交付しなければならない。請求書には、発行日、GST 課税事業者の住所・氏名・登録番号、取引明細、税込価格、税額等が記載されている。なお、Tax Invoice の発行がなければ GST は認識されない。

(4) 課税期間

課税期間は、決算期に応じ 3 ヶ月毎のサイクル（申請により輸入業者は 1 ヶ月、中小企業は 6 ヶ月も可）が与えられ、各期間終了後 1 ヶ月以内に申告、納付を行う。

(5) 特殊なスキーム

事前登録を行うことにより、GST の管理事務を軽減する主な制度として、①MES（メジャーエクスポートスキーム）②グループ登録が設けられている。それぞれの制度の概要は以下のとおり。

① メジャーエクスポートスキーム

日本の消費税同様、財貨を輸入する際には、輸入消費税の納付が必要であるが、財貨の多くを輸入し、それを再輸出する企業にとっては、輸入消費税が還付されるまでは消費税の立替えが生じることから、財貨を販売するまで輸入消費税の納税が免除される制度である。

② グループ登録

一定の要件を満たすグループ企業につき、グループ全体を一課税事業者とみなし、納税ができる制度であり、グループ

内取引の GST 管理事務が軽減される。

4 相続税 (Estate Duty)

2008年2月以降から廃止された。

5 印紙税 (Stamp Duty)

株式や不動産に係る一定の文書に対し、印紙税法付表に定める税率で課される。

2009年第2四半期より民間住宅価格が急上昇したため、政府は2009年9月以降3度にわたり、住宅価格抑制策を導入し、その一環として2010年2月に不動産売買に係る印紙税の導入、及びその後の印紙税率の段階的引き上げを行ったため、2011年1月以降に適用される、不動産売買にかかる売却者印紙税は以下のとおりとなっている。

【不動産売却に係る印紙税 (売却者印紙税)】

- 1年以内の転売：16%
- 2年以内の転売：12%
- 3年以内の転売：8%
- 4年以内の転売：4%

4年以上保有後の転売については非課税

なお、納付のほとんどは電子購入・証明システムにより、行われている。2009年第2四半期から不動産取引が活発化したこと、2010年2月に不動産売買に係る印紙税が導入されたことから、2010年度(2009年4月1日から2010年3月31日)の税収は、対前年比67%増となった。

6 固定資産税 (Property Tax)

土地、家屋、建物等の産業用・商業用及び住宅用の不動産の年次評価額(年間の見積賃料、土地は時価の5%)に対し10%の税率が適用され、所有者が自己の居住の用に供する住宅は、4%の優遇税率が適用される。

2011年1月1日以降、自己の居住の用に供する住宅については、さらに優遇税率が適用されることとなり、不動産年次評価額がS\$6,000までは非課税、S\$6001から

S\$65,000までは4%、S\$65,000を超える部分について、6%の税率が適用されることとなった。

なお、年次評価額はIRASから毎年公表(年次評価額はインターネットで閲覧可能)される。

7 賭博税 (Private lotteries Duty) ・宝籤税 (Betting & Sweepstake Duty)

①TOTO(数字を当てるくじ)等については、総収入額に25%、競馬、サッカーくじについては、総収入金額から賞金を支払った残額に25%の賭博税、②スロットマシン、ビンゴゲームについては、総売上高に30%の宝籤税が課される。

8 カジノ税 (Casino Tax)

2010年2月、シンガポール初のカジノ総合リゾート(Resorts World Sentosa)、同年4月には2つ目のカジノ総合リゾート(Marina Bay Sands)がオープンした。

2006年カジノ管理法が制定され、カジノ税については同法律内に規定されており、さらに執行面については、2010年2月に制定されたカジノ管理規則に規定されている。概要は以下のとおり。

(1) 納税義務者

カジノ運営会社(現在はResorts World Sentosaを運営するゲンティンインターナショナル、Marina Bay Sandsを運営するラスベガスサンズの2社)

(2) 課税対象

グロスギャンブル収入(Gross Gambling Revenue)に対して課税される。グロスギャンブル収入とは、受領した賭け金から消費税相当額を控除した額をいう。

(3) 税率

プレミアム顧客*から受領した
グロスギャンブル収入 5%

一般顧客から受領した
 グロスギャンブル収入 15%

* プレミアム顧客とは、カジノで賭けをする前に、カジノの胴元に対し S\$100,000 (約 650 万円) 以上の保証金 (deposit) を差し入れている顧客をいう。

(4) 申告納付

カジノ税の申告は毎月行い、当月分の申告及びその納付期限は翌月 15 日。

(5) 加算税・罰金等

① 期限後申告

1 日につき、S\$1,000 (約 65,000 円)、最高で S\$10,000 (約 650,000 円) までの加算税が課される。

② 期限後納付

未払税額の 5% の延滞税。

③ 過少申告

過少税額の 2 倍の額の加算税と S\$25,000 (約 162 万円) 以下の罰金もしくは 2 年以下の懲役。

④ 脱税

過少税額の 4 倍の額の加算税と S\$50,000 (約 325 万円) 以下の罰金もしくは 5 年以下の懲役。

なお、カジノ運業者 2 社が 2010 年 5 月から 11 月に国庫に納めた税金及び入場料収入 (シンガポール国民に対しては S\$100 (約 6,500 円) の入場料が課せられる) は、S\$5 億 5,000 万にのぼり、国内経済への貢献は当初の試算を上回ることが期待されている。

おわりに

シンガポールは都市国家であり、コンパクトな政府であることから、政府機関の横の連携が取れており、省庁を横断する制度改革、法律改正等であっても非常にスムーズに実行されている印象を受ける。電子政府化が非常に進んでいることも都市国家であるがゆえである。ほとんどの行政手続は電子手続で行うことができ、主要な場所に設置されている行

政キオスク、という端末機においては、簡単に各種行政機関の手続を行うことができ、シンガポールは電子行政の先進国といえる。

2009 年 11 月に、日星租税条約の情報交換規定に関する改訂署名がなされ、その後、2010 年 7 月には日星税務当局間で、新しい枠組みでの情報交換制度がスタートし、より一層の協力関係が構築されている。既に両当局間での活発な情報交換が行われているが、今後益々両当局間の友好関係が促進することを期待したい。

-
- (1) Statistics Singapore
 - (2) IRAS Annual Report 2009/10 Appendix
 - (3) IRAS ウェブサイト 納税者コンプライアンス <http://www.iras.gov.sg/irasHome/page03a.aspx?id=9258>
 - (4) IRAS ウェブサイト メディアリリース <http://www.iras.gov.sg/irasHome/page03a.aspx?id=12150>
 - (5) IRAS ウェブサイト GIRO Promotion <http://www.iras.gov.sg/irasHome/page.aspx?id=11036>
 - (6) 行政キオスク端末とは、国民が各種行政サービスを利用できる情報端末設備をいう。シンガポールでは、民間企業 3 社 (AXS/iNETS/SAM) が運営している。
 - (7) IRAS e-Tax Guide 2006/IT/2 Transfer Pricing Guideline
 - (8) IRAS e-Tax Guide 2008/IT/5 Transfer Pricing Consultation
 - (9) IRAS e-Tax Guide 2008/IT/7 Supplementary Administrative Guidance on Advance Pricing Agreement
 - (10) IRAS e-Tax Guide 2009/IT/3 Supplementary e-Tax Guide on Transfer Pricing Guidelines for Related Party Loans and Related Party Services